

---

2019年度

一般社団法人 日本ユニットケア推進センター

# ユニットケア研修実施要項

---

- ・ユニットケア施設管理者研修
- ・ユニットリーダー研修



一般社団法人

日本ユニットケア推進センター

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 一般社団法人日本ユニットケア推進センター（以下「推進センター」という。）は、ユニットケア施設（ユニット型指定介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定短期入所生活介護事業所、その他のユニットケア（居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中で行われる生活単位と介護単位とを一致させたケアをいう。以下同じ。）を実施している施設）の管理者及び各ユニットにおいて指導的役割を担う職員（以下「ユニットリーダー」という）に対し、ユニットケアに関する研修（以下「ユニットケア研修」という。）を実施することにより、ユニットケア施設の職員が、入居者又は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居又は利用前の居宅における生活と入居又は利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者又は利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することができるよう、①管理者については、自らの役割やユニットリーダーの役割を理解すること、並びにユニットリーダーによるケア及びマネジメントを支援・促進するための管理者のあり方について理解することを、②ユニットリーダーについては、ユニットケアについて理解し、ユニットケアの質の管理及びチームリーダーとしてのユニットの運営に関する知識と技能を習得・向上することを目的とする。

### (研修コース)

第2条 推進センターが実施するユニットケア研修のコースは、ユニットケア施設管理者研修（以下、「施設管理者研修」という。）及びユニットリーダー研修（以下、両研修をあわせて「本研修」という。）とする。

### (都道府県及び指定都市からの受託)

第3条 本研修は、都道府県及び指定都市から委託を受けて実施するものとする。

### (募集要項)

第4条 本研修の受講者の募集は、別に定める「2019年度日本ユニットケア推進センターユニットケア研修（ユニットケア施設管理者研修・ユニットリーダー研修）受講者募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき、実施する。

## 第2章 ユニットケア施設管理者研修

### (施設管理者研修)

第5条 本要項において、施設管理者研修とは、『「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について（平成29年6月1日老高発0601第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下、「厚労省通知」という。）』の別添1「ユニットケア施設管理者研修実施要綱」に基づくものとする。

### (研修対象者)

第6条 施設管理者研修の受講対象者は、ユニットケア施設等の管理者または管理者となる予定の者のうち、都道府県または指定都市（以下「都道府県等」という。）の長が受講するに相応しい者と認め、推進センターセンター長（以下、「センター長」という。）へ推薦された者の中から、推進センターによって、選考された者（以下、「受講者」という。）とする。

なお、都道府県等は、第4条に定める募集要項に記載の諸条件に同意した者以外は、受講対象者として推薦してはならないものとする。

### (研修方法)

第7条 施設管理者研修の研修方法は、推進センター指定の講師による講義・演習（3日間）とする。

### (研修内容)

第8条 施設管理者研修の研修内容は、ユニットケア意義並びにユニットケアを効果的に提供するための環境整備及び管理の方法等について、別に定める研修カリキュラムによるものとする。

### (研修受講者数)

第9条 施設管理者研修受講者数は、原則として研修1回につき50名程度とする。

### (研修の実施場所)

第10条 施設管理者研修の実施場所は、第4条に定める募集要項によって指定された場所とする。

(研修受講手続)

第11条 施設管理者研修の研修受講手続は、第4条に定める募集要項に記載の手続によるものとする。

(研修受講者の遵守事項)

第12条 施設管理者研修の受講者は、施設管理者研修において指示された事項等を遵守しなければならない。

(受講の拒否)

第13条 センター長は、施設管理者研修の受講者に受講者として相応しくない行為があった場合は、都道府県等の長と協議し、当該受講者の研修への参加を拒否することができる。

2 センター長は、前項の規定により研修への参加を拒んだ場合は、受講者本人に文書により通知するとともに、その理由を付し厚生労働省へ報告し、受講者を推薦した都道府県等の長に通知するものとする。

(修了証書の交付)

第14条 センター長は、施設管理者研修の全ての日程を修了した者に対し、別紙様式1の修了証書を交付するものとする。

(研修修了者の登録)

第15条 センター長は、施設管理者研修修了者についてユニットケア施設等の管理者として、修了証書番号、修了年月日、所属、氏名、生年月日等必要事項を登録し、ユニットケア研修等事業業務委託契約書が継続している期間管理するものとする。

(修了証書の再発行)

第16条 センター長は、施設管理者研修修了者から、修了証書の紛失等により、再発行の申請があった場合、第15条の登録事項に基づき別紙様式1の修了証書を再交付するものとする。なお、推進センターは、再発行の費用を申請した研修修了者または研修修了者所属施設から直接徴収することとする。

2 センター長は、平成22年度以前の施設管理者研修修了者から、修了証書の紛失等により、再発行の申請があった際には、都道府県等より平成22年度以前の施設管理者研修修了者に関する登録事項の管理保管を委託されている場合、当該登録事項に基づき、別紙様式2に基づく修了証明書を発行するものとする。なお、推進センターは、修了証

明書発行手数料を、申請した研修修了者または研修修了者の所属施設から直接徴収することとする。

(研修費用)

第17条 施設管理者研修受講に要する費用は、都道府県等または受講者所属施設が負担するものとし、その費用負担額については、第4条に定める募集要項によって定めるものとする。

2 前項記載の研修受講に要する費用について、都道府県等が受講者所属施設の負担において受講するよう指定した場合には、都道府県等は受講者所属施設に対し、推進センター宛に直接支払うことを指示し、推進センターが受講者所属施設から都道府県等にかわって直接上記費用を受領することを認める。

### 第3章 ユニットリーダー研修

(ユニットリーダー研修)

第18条 本要項において、ユニットリーダー研修とは、「厚労省通知」の別添2「ユニットリーダー研修実施要綱」に基づくものとする。

(研修対象者)

第19条 ユニットリーダー研修の受講対象者は、ユニットケア施設等に勤務している職員または勤務する予定の職員（原則として、研修受講年度またはその翌年度に開設するユニットケア施設に勤務する予定の職員とする。）であって、各ユニットにおいてユニットリーダーとなる者のうち、都道府県等の長が受講するに相応しい者と認め、センター長へ推薦された者の中から、推進センターによって選考された者とする。なお、都道府県等は第4条に定める募集要項に記載の応募要件に同意した者以外は、受講対象者として推薦してはならないものとする。

(研修方法)

第20条 ユニットリーダー研修の研修方法は、推進センター指定の講師による講義・演習（3日間）及び推進センターが指定する実地研修施設における実地研修（3日間）・プレゼンテーション（1日間）とする。

(研修内容)

第21条 ユニットリーダー研修の研修内容は、ユニットケアの意義及びその具体的な手法、ユニットケアを効果的に提供するための職員間のサポート体制等について、別に定める研修カリキュラムによるものとする。

(研修受講者数)

第22条 ユニットリーダー研修の研修受講者数は、第4条に定める募集要項によるものとする。

(研修の実施場所)

第23条 ユニットリーダー研修は、第4条に定める募集要項によって指定された場所及びユニットリーダー研修実地研修施設において実施する。

(研修受講手続)

第24条 ユニットリーダー研修の研修受講手続は、第4条に定める募集要項に記載の手続によるものとする。

(研修受講者の遵守事項)

第25条 ユニットリーダー研修の受講者は、ユニットリーダー研修において指示された事項等及び実地研修施設の諸規則を遵守しなければならない。

(受講の拒否)

第26条 センター長は、ユニットリーダー研修の受講者が前条の規定に違反する等受講者として相応しくない行為があった場合は、実地研修施設及び都道府県等の長と協議し、当該受講者の研修への参加を拒否することができる。

2 センター長は、前項の規定により研修への参加を拒んだ場合は、受講者本人に文書により通知するとともに、その理由を付し厚生労働省へ報告し、受講者を推薦した都道府県等の長に通知するものとする。

(修了証書の交付)

第27条 センター長は、ユニットリーダー研修の全ての日程を修了した者に対し、別紙様式3の修了証書を交付するものとする。

(研修修了者の登録)

第28条 センター長は、ユニットリーダー研修修了者についてユニットケア施設等のユニットリーダーとして、修了証書番号、修了年月日、所属、氏名、生年月日等必要事項を登録しユニットケア研修等事業業務委託契約書が継続している期間管理するものとする。

(修了証書の再発行)

第29条 センター長は、ユニットリーダー研修修了者から、修了証書の紛失等により、再発行の申請があった場合、第28条の登録事項に基づき別紙様式3の修了証書を再交付するものとする。なお、推進センターは、再発行の費用を申請した研修修了者または研修修了者所属施設から直接徴収することとする。

- 2 センター長は、平成22年度以前のユニットリーダー研修修了者から、修了証書の紛失等により、再発行の申請があった際には、都道府県等より平成22年度以前のユニットリーダー研修修了者に関する登録事項の管理保管を委託されている場合、当該登録事項に基づき、別紙様式4に基づく修了証明書を発行するものとする。なお、推進センターは、修了証明書発行手数料を、申請した研修修了者または研修修了者の所属施設から直接徴収することとする。

(研修費用)

第30条 ユニットリーダー研修受講に要する費用は、都道府県等または受講者所属施設が負担するものとし、その費用負担額については、第4条に定める募集要項によって定めるものとする。

- 2 前項記載の研修受講に要する費用について、都道府県等が受講者所属施設の負担において受講するよう指定した場合には、都道府県等は受講者所属施設に対し、推進センター宛に直接支払うことを指示し、推進センターが受講者所属施設から都道府県等にかわって直接上記費用を受領することを認める。

附 則

(施行期日) 本要項は2019年1月17日から施行する。

別紙様式1

				第	号
修	了	証	書		
氏名					
生年月日	年号	年	月	日	
あなたは、一般社団法人日本ユニットケア推進センターが実施する ユニットケア施設管理者研修を修了したことを証します。					
平成 年 月 日					
一般社団法人 日本ユニットケア推進センター センター長 秋葉 都子					

別紙様式2

				第	号
修	了	証	明	書	
氏名					
生年月日	年号	年	月	日	
あなたは、平成〇〇年に実施されたユニットケア施設管理者研修の 修了者として登録されていることを証明します。					
平成 年 月 日					
一般社団法人 日本ユニットケア推進センター センター長 秋葉 都子					



別紙様式3

				第		号
修	了	証	書			
				氏	名	
	生	年	月	日	年	号
					年	月
						日

あなたは、一般社団法人日本ユニットケア推進センターが実施する  
ユニットリーダー研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本ユニットケア推進センター  
センター長 秋葉 都子

別紙様式4

				第		号
修	了	証	明	書		
				氏	名	
	生	年	月	日	年	号
					年	月
						日

あなたは、平成〇〇年に実施されたユニットリーダー研修の修了者  
として登録されていることを証明します。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本ユニットケア推進センター  
センター長 秋葉 都子

